

平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名:鳥取県
農業委員会名:米子市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

1 現状、課題

現 状	管内の農地面積(A)	耕作放棄地の面積(B)	割合(B/A×100)
	3,790ha	198ha	5.2%
課 題	本市の耕作放棄地の多くは弓浜地区に集中している。 弓浜地区は畑地が多く、農業従事者の減少・高齢化、農産物価格の低迷等が耕作放棄地の増加の要因としてあげられる。また基盤整備が未実施で小區画など条件不利地が多く、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。		

2 平成23年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積 20.4ha		
		目標案設定の考え方: 遊休農地の所有者に対する指導によって、遊休農地解消をめざす必要があると考える		
活 動 計 画	農地の利用 状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～12月	36人	8月～12月
		調査方法	1. 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を実施 2. 調査区域を35地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査	
	遊休農地への 指導	実施時期:4月～3月		

3 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	なし
活動計画案に対する意見等	なし

4 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成23年度の目標及び活動計画

目 標 案		遊休農地の解消面積 20.4 ha		
		目標案設定の考え方: 遊休農地の所有者に対する指導によって、遊休農地解消をめざす必要があると考える		
活 動 計 画	農地の利用 状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～12月	36人	8月～12月
		調査方法	1. 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を実施 2. 調査区域を35地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査	

遊休農地への 指導	実施時期：4月～3月
--------------	------------

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状、課題

現 状	農家数	3,545戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	323戸	94経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	9法人			
課 題	小規模兼業農家が多く、農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。				

※ 農家数等は2010年農業センサス速報(概数値)から抜粋

(2) 平成23年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	3経営	－法人	－団体
	目標案設定の考え方：担い手育成に取り組んでいる関係機関と連携し当該目標を達成を目指す必要があると考える。		
活動計画案	関係機関と連携し、担い手の育成及び確保に向けた活動を行う。	－	－

※ 目標案は、1年間に認定農業者等をどの程度増加させるかを記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	なし
活動計画案に対する意見等	なし

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成23年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	3 経営	－ 法人	－ 団体
活動計画	関係機関と連携し、担い手の育成及び確保に向けた活動を行う。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状、課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		3,619ha	435.6ha
課 題	弓浜地区は、畑地で基盤整備が未実施であるなど条件不利地が多く、農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散錯圃等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。		

※ 管内の農地面積は市街化区域を除く農地総面積

(2) 平成23年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 20ha
	目標案設定の考え方： 担い手への利用集積を図るため、関係機関と連携し、目標の達成を目指す。
活動計画案	<p>【4月・10月】 円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施</p> <p>【随時】 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動や担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動の実施</p>

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	なし
活動計画案に対する意見等	なし

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成23年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 20ha
活動計画	<p>【4月・10月】 円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施</p> <p>【随時】 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動や担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動の実施</p>

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現状 (平成23年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	3, 790 ha	0. 47 ha	0. 01%
課題	遊休農地の増加に伴い、違反転用や残土等の不法投棄が、農地の確保・有効利用を図る上で課題となっている。		

(2) 平成23年度の目標案及び活動計画案

目標案	違反転用の解消面積	0. 47 ha
	目標案設定の考え方: 違反転用は、発生時に速やかに解消する必要がある。また、農地転用や農地の埋め立てには、事前に農地法上の許可等が必要であることを知らずに行為に及んでいるケースも見受けられる。 そのため、啓発活動や農地パトロールによる早期発見及び迅速な是正指導に努める必要があると考える。	
活動計画案	【4月・10月】 農業委員会報や市ホームページ等による周知 【随時】 農地パトロールの実施 ・違反転用の早期是正指導 ・農地パトロールによる早期発見・早期是正に努める	

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	なし
活動計画案に対する意見等	なし

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成23年度の目標及び活動計画

目標	違反転用の解消面積	0. 47 ha
活動計画	【4月・10月】 農業委員会報や市ホームページ等による周知 【随時】 農地パトロールの実施 ・違反転用の早期是正指導 ・農地パトロールによる早期発見・早期是正に努める	